鹿児島県公報

平成30年3月23日(金)第3401号の4



発 行 鹿 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 編 集 総務部学事法制課 定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

教育委員会規則

- ○教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(※) (教職員課取扱い) 1
- ○鹿児島県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則 の整理に関する規則(※) (教職員課取扱い)1
- ○鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則(※)
 - (教職員課取扱い) 2
- ○県立学校職員に対する被服類貸与規則の一部を改正する規則(※) (教職員課取扱い)2

公安委員会規則

○鹿児島県地方警察職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則(※)

(警務課取扱い) 2

教育委員会規則

教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成30年3月23日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

鹿児島県教育委員会規則第1号

教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給料の調整額に関する規則(昭和32年鹿児島県教育委員会規則第17号)の一部を 次のように改正する。

別表第1勤務箇所の欄中「行う小学校、中学校又は義務教育学校」を「行う小学校、中学校、 義務教育学校又は高等学校」に改める。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

鹿児島県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理 に関する規則をここに公布する。

平成30年3月23日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

鹿児島県教育委員会規則第2号

鹿児島県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の 整理に関する規則

(管理職手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 管理職手当の支給に関する規則(昭和34年鹿児島県教育委員会規則第3号)の一部を 次のように改める。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

(鹿児島県学校職員の特地勤務手当等に関する規則の一部改正)

第2条 鹿児島県学校職員の特地勤務手当等に関する規則(昭和46年鹿児島県教育委員会規則 第1号)の一部を次のように改める。 附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成30年3月23日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

鹿児島県教育委員会規則第3号

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則 鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則(昭和46年鹿児島県教育委員会規則第2号) の一部を次のように改正する。

附則第5項を削る。

「蔵之元小学校

別表第1中 汐見小学校 を 鷹巣中学校 に改める。

鷹巣中学校 」

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

.....

県立学校職員に対する被服類貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成30年3月23日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

鹿児島県教育委員会規則第4号

県立学校職員に対する被服類貸与規則の一部を改正する規則

県立学校職員に対する被服類貸与規則(平成13年鹿児島県教育委員会規則第7号)の一部を 次のように改正する。

第1条中「鹿児島県学校職員の給与に関する条例(昭和27年鹿児島県条例第29号)第2条第1項第2号及び第5号に規定する学校職員」を「別に定めがあるもののほか、県立学校職員」に改める。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(非常勤職員に対する貸与)

第8条 非常勤職員に対する被服類の貸与については、教育長が別に定める。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

公安委員会規則

鹿児島県地方警察職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月23日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

鹿児島県公安委員会規則第3号

鹿児島県地方警察職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則 鹿児島県地方警察職員の特地勤務手当等に関する規則(昭和46年鹿児島県公安委員会規則第 6号)の一部を次のように改正する。

附則第5項を削る。

別表中「永田駐在所」及び「一湊駐在所」を削り,「鳩浜駐在所」を「輪内交番」に改める。 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則第5項を削る改正規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が人事委員会と協議して定める。